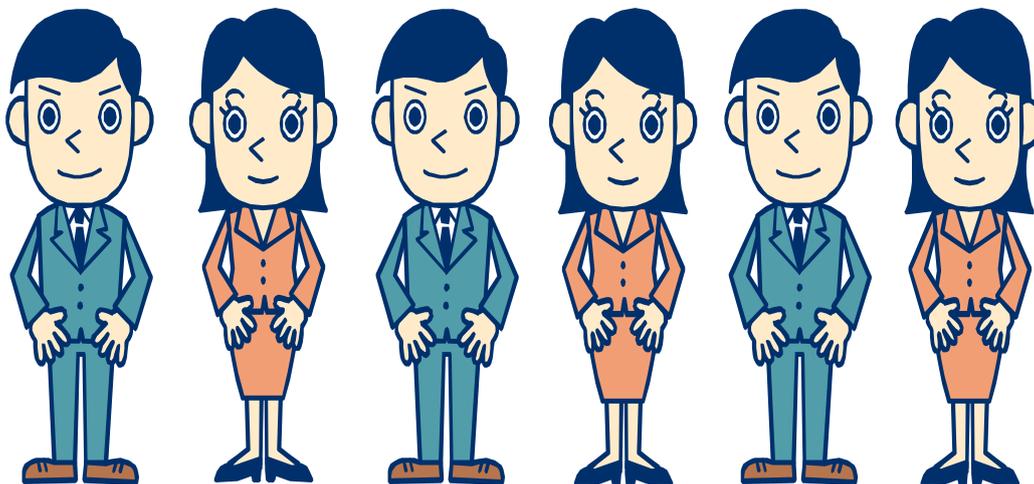


(事業主の方へ)

雇用促進税制 を、ご活用ください！

雇用者数の増加 1人あたり**20万円**の税額控除を受けられます



- ◆ 雇用促進税制とは、**各事業年度中^{※1}に、雇用者数を5人以上（中小企業は2人以上）かつ10%以上増加させる**など一定の要件を満たした事業主が、法人税（個人事業主の場合は所得税）の税額控除^{※2}の適用が受けられる制度です。
- ◆ **雇用者数の増加 1人あたり20万円の税額控除**が受けられます。
- ◆ 適用を受けるためには、あらかじめ
「雇用促進計画」をハローワークに提出する必要があります。

※1 平成23年4月1日～平成26年3月31日までの期間内に始まる各事業年度。
個人事業主の場合は、平成24年1月1日から平成26年12月31日までの各暦年。
以下、「適用年度」といいます。

※2 当期の法人税額の10%（中小企業は20%）が限度になります。

◆税額控除を受けるためには、雇用者数の増加のほかにも一定の要件を満たす必要があります。

詳細は裏面をご覧ください

対象となる事業主の要件

□ 青色申告書を提出する事業主であること

□ 適用年度とその前事業年度^{※1}に、事業主都合による離職者^{※2}がないこと

- ※1 事業年度が1年ではない場合は、適用年度開始の前1年以内に開始した各事業年度。
- ※2 雇用者（雇用保険一般被保険者）であった離職者が、雇用保険被保険者資格喪失届の喪失原因において「3 事業主の都合による離職」に該当する場合を指します。
雇用保険一般被保険者とは、**高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者以外の被保険者**をいいます。

□ 適用年度に雇用者（雇用保険一般被保険者）の数を5人以上（中小企業^{※1}の場合は2人以上）、かつ、10%以上増加^{※2}させていること

- ※1 中小企業とは以下のいずれかを指します。（詳細は租税特別措置法第42の4および同法施行令を参照）
 - ・資本金1億円以下の法人
 - ・資本もしくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1000人以下の法人
- ※2 雇用者増加数は、**適用年度末日と前事業年度末日の雇用者数の差**です。
雇用増加割合 = $\frac{\text{適用年度の雇用者増加数}}{\text{前事業年度末日の雇用者総数}}$

□ 適用年度における給与等^{※1}の支給額が、比較給与等支給額^{※2}以上であること

- ※1 給与等とは、雇用者に対する給与であって、法人の役員と役員の特典関係者（役員の親族など）に対して支給する給与および退職給与の額を除く額をいいます。
- ※2 比較給与等支給額 = 前事業年度の給与等の支給額
+ (前事業年度の給与等の支給額 × 雇用増加割合 × 30%)

□ 風俗営業等[※]を営む事業主ではないこと

- ※ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に定められている風俗営業および性風俗関連特殊営業（キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、麻雀店、パチンコ店など）

確定申告までの流れ

①雇用促進計画を作成・提出

適用年度開始後**2か月以内**に、雇用促進計画を作成し、ハローワークに提出してください。

**雇用者の新規採用を支援します。
最寄りのハローワークまで
ご相談ください！**

②雇用促進計画の達成状況の確認

適用年度終了後**2か月以内**（個人事業主については3月15日まで）に、ハローワークで雇用促進計画の達成状況の確認を求めてください。

※お預かりしてから返送までに約**2週間**（4月～5月は1か月程度）要しますので、確定申告期限に間に合うようご注意ください。

③税務署に申告

確認を受けた雇用促進計画の写しを確定申告書等に添付して、税務署に申告してください。

<お問い合わせ先>

雇用促進計画の作成・確認について：本社・本店を管轄する労働局またはハローワーク
税額控除制度について：最寄りの税務署